

10.2 新幹線関西地方本部主催 行政訴訟「M」東京高裁勝利判決報告集会を開催！



本日、17時から牧野コミュニティーセンターにおいて、JR東海労働組合中央本部をはじめ新幹線関西地方本部と名古屋地方本部の仲間の参加のもと、新幹線関西地方本部主催の「行政訴訟「M」勝利判決報告集会」が総勢32名の参加のもと開催されました。

この勝利判決報告集会は、熊沢新幹線関西地方本部法対部長の司会ではじまり、主催者を代表して山口新幹線関西地方本部副委員長の挨拶に続き、淵上JR東海労中央本部委員長の挨拶、来賓の今井名古屋地本部副委員長からJR東海労の仲間として共に闘う力強い挨拶を受けました。その後、村上名古屋車両所分会長からは、これまで東京高等裁判所における闘いの報告を受けました。

会社による組合掲示物不当撤去に対する闘いにおいては、行政訴訟C・F・K・Lは最高裁から組合勝利の判決が出されています。これまでの闘いにより、会社による組合掲示物の一方的撤去は不当労働行為であることが定着しています。

この判決後本部は直ちに、会社は東京高等裁判所の判決を重く受け止め組合に謝罪すると共に、最高裁判所への上告を行わないとすることなどを求めた「東京高等裁判所の判決に対する申し入れ」（「申第19号」）を提出しています。

